

規制改革実施計画のフォローアップについて

平成 29 年 1 月 26 日
規制改革推進会議

1 趣旨

規制改革実施計画(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、同計画及びこれまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の実施状況についてフォローアップを行うこととされていることから、平成 28 年度末時点のフォローアップを以下の要領で行うこととする。

2 フォローアップ要領

(1) 報告対象

ア 規制改革実施計画(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)

同計画に掲げる全ての事項

イ 規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)、規制改革実施計画(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)及び規制改革実施計画(平成 27 年 6 月 30 日)

平成 27 年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「要フォロー継続」とされた事項

ウ その他

第 36 回規制改革会議(平成 26 年 9 月 16 日開催)において重点的フォローアップ対象とされた「改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討」について、平成 27 年度末時点で措置済とされていない事項

(2) 所管省庁からの報告

2 (1) の事項について、所管省庁に平成 28 年度末時点の措置状況、実施内容及び今後の予定について報告を求める。

報告様式は、第 2 回規制改革推進会議(平成 28 年 10 月 6 日開催)で重点的フォローアップ対象とした事項(別紙)については様式 1、それ以外の事項については様式 2 とする。

※「措置状況」は次の区分により分類する。

措置状況	基 準
措置済	実施計画に定められた内容を完了したもの
未措置	実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
検討中	実施計画に定められた内容の実現に向けて、具体的な検討を開始しているが、いまだ結論が得られていないもの
未検討	「今後、〇〇〇審議会において検討する予定」など、一般的な予定はあるが、当該年度に具体的な検討が予定されていないもの等
—	実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

(3) 各ワーキング・グループにおける報告内容の評価

ア 重点的フォローアップ対象とした事項については、所管省庁からの報告内容、これまでの規制改革推進会議及びワーキング・グループでの検討などを踏まえ、以下の区分により評価する。

評価区分	判断基準
解決	・ 運用段階以前の事項であって、実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了しているもの ・ 運用段階に入っている事項であって、実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの
要フォロー継続	・ 運用段階以前の事項であって、現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令・通達レベルなども含め)が未整備である等のため、引き続きフォローが必要なもの
要改善	・ 制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

イ 重点的フォローアップ対象外の事項については、所管省庁からの報告内容を踏まえ、当初計画に定められた内容が実施されていないと明確に認められる事項については、その旨を明らかにする。

3 答申への反映

重点的フォローアップ対象とした事項のうち「要改善」としたものは、新規事項として位置付け、今期の答申に盛り込むこととする。

4 今後のスケジュール

平成 29 年 3 月 1 日 所管省庁に依頼
4 月 6 日 所管省庁からの回答期限
4 月～5 月 所管省庁からの回答をワーキング・グループにおいて精査
そ の 後 結果の取りまとめ
規制改革推進会議に報告・公表

重点的フォローアップ事項について

平成28年10月6日
規制改革推進会議決定

規制改革実施計画において閣議決定された事項のうち、以下については重点的なフォローアップ事項とする。

(本会議)

- ・ 民泊サービスにおける規制改革
- ・ 地方における規制改革
- ・ 地方版規制改革会議

(農業WG)

- ・ 農業協同組合改革の確実な実施
- ・ 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革
- ・ 生産資材価格形成の見直し、流通・加工の業界構造の確立

(人材WG)

- ・ 労使双方が納得する雇用終了の在り方

(医療・介護・保育WG)

- ・ 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保

(投資等WG)

- ・ 通訳案内士制度の見直し

【重点的フォローアップ事項】

様式1

「規制改革実施計画」における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)	規制改革推進会議	
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容		評価	規制改革推進会議としての指摘事項
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 所管省庁が作成したものを各ワーキング・グループに報告 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 各ワーキング・グループにおいて作成、規制改革推進会議に報告 </div>	

【重点的フォローアップ以外の事項】

様式2

規制改革実施計画における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年3月31日時点)		今後の予定 (平成29年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 所管省庁が作成したものを各ワーキング・グループに報告 </div>		

○規制改革実施計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抄)

I 共通的事項

7 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。

○規制改革実施計画(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)(抄)

I 共通的事項

7 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。

○規制改革実施計画(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抄)

I 共通的事項

8 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、平成 27 度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。

○規制改革実施計画(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)(抄)

I 共通的事項

8 計画のフォローアップ

本計画に定められた措置について、その実施状況をフォローアップしていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。また、これまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中にも、現時点で措置が完了していないものがあるため、本計画に定められた措置と併せて、今後それらの実施状況についてフォローアップを行うことが重要である。

規制改革実施計画のフォローアップ件数について

①平成28年実施計画	
重点的フォローアップ事項	12
重点的フォローアップ事項以外	68
計	80

		措置済でないもの (未措置、検討中、未検討)	措置済		
			解決	要フォロー継続	
②平成27年実施計画					
重点的フォローアップ事項	78	29	49	28	21
重点的フォローアップ事項以外	105	33	72		
計	183	62	121		
③平成26年実施計画					
重点的フォローアップ事項	33	1	32	10	22
重点的フォローアップ事項以外	216	26	190		
計	249	27	222		
④平成25年実施計画					
重点的フォローアップ事項	18	0	18	8	0
重点的フォローアップ事項以外	124	11	113		
計	142	11	131		
⑤改正タクシー特措法					
重点的フォローアップ事項	0	0	0	0	0
重点的フォローアップ事項以外	5	1	4		
計	5	1	4		
小計(②+③+④+⑤)		579	⑥ 101	478	⑦ 43

総計(①+②+③+④+⑤) 659
 うち、フォローアップ対象件数 (①+⑥+⑦) 224